

令和4年度	一般 会計	歳出	第5款 1項 5目 12節	委託料 (1)
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 経済局商業振興課	担当者名 はつとり なおひさ 服部 尚久

設 計 書

1 委託名 空き店舗誘致支援事業業務委託

2 履行場所 本市内各所

3 履行期間 ■期間 契約締結日 から 令和5年3月31日 まで

又は期限 □期限 年 月 日 まで

4 契約区分 ■確定契約 □概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 ■不要
□要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要

別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

□ する (回以内)

■ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 寄 預

¥ _____ . __

内 訳 業 務 価 格

¥ _____ . __

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____ . __

內 訳 書

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

空き店舗誘致支援事業業務委託仕様書

1 委託件名

空き店舗誘致支援事業業務委託

2 事業目的

市内商店街で開業を希望する者（以下「開業希望者」という。）に対し、商店街関係者や空き店舗所有者との交流や出店体験を通じて商店街ならではの人やまち、地域のつながり等を深く知る専門的なプログラムを実施することで、商店街で開業するイメージや意欲を高め、商店街での開業をより確実に結び付ける。

また、商店街における空き店舗の解消を図り、もって新たな店舗が増えることにより商店街の活力・賑わいを創出し、商店街活性化の促進につなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託業務内容

(1)から(3)に掲げるプログラムを企画し、実施すること。

(1) 開業希望者を対象とした開業支援セミナー（以下「セミナー」という。）の企画及び実施

ア 商店街において開業するにあたり必要となる基礎知識、商店街で開業することのメリット、資金面や地域とのつながり等のエピソードを交えた商店街での開業事例の紹介等、商店街を深く知ることができる内容とし、一般的な開業・創業支援セミナー等と差別化を図ること。また、セミナーはオンライン受講にも対応すること。

イ 上記内容の実施に適した者を講師とすること。

ウ 開催に係る回数、日時、内容及び場所については受託者が検討し、委託者との協議をもって決定すること。

(2) 実際の商店街及び商店街の空き店舗の見学会（以下「商店街見学ツアー」という。）の企画及び実施

ア セミナー受講者に対して、商店街内の空き物件や営業中の店舗を見学し、商店街会長や商店主等からヒアリングする機会を設ける等、商環境等のほか商店街の雰囲気や、人・地域とのつながりについて学ぶことができる内容とすること。

イ 開催場所となる商店街は受託者が検討し、委託者との協議をもって2か所程度選定すること。

ウ 開催日時については受託者が当該商店街と調整し、委託者との協議をもって決定すること。

エ 記録用に実施内容を動画で撮影すること。

(3) 開業希望者が空き物件等を活用しての出店体験会（以下「商店街出店体験会」という。）の企画及び実施

ア 商店街内の空き物件等を活用し、実際に出店体験することを内容とすること。

イ 空き物件は受託者が商店街見学ツアーを実施した商店街と調整して選定することとし、委託者との協議をもって決定すること。

ウ 出店体験期間は数日間から2週間程度の期間で、商店街、出店体験者及び委託者と協議をしたうえで決定すること。なお、出店体験期間に空き物件等を利用するためには必要な経費は、受託者が負担する。

(4) 各プログラム参加者の募集

ア セミナー及び商店街見学ツアーは同一参加者とすること。なお、商店街出店体験会の参加者はセミナー及び商店街見学ツアーに参加していることを要しない。

イ 募集にあたっては事前に募集案内（A4 版）を作成・配布し、受講者の確保に努めること。募集案内の内容及び配布に関する事項については事前にその内容を委託者に確認し、承認を得ること。

ウ 想定する参加人数は次のとおりとすること。

（ア）セミナー及び商店街見学ツアー：10名程度

※商店街見学ツアーの参加者はセミナー受講者であることを要する。

（イ）商店街出店体験会：数名程度

エ 本プログラムの募集方法は受託者が作成したウェブ上の応募フォームによる申込みを基本とすること。

本プログラム参加者の選定は受託者が選定し、応募状況及び選定結果等については隨時委託者へ報告すること。

5 報告業務

受託者は、委託者からの求めに応じて、本業務の処理状況について口頭又は文書にて報告しなければならない。

6 業務の管理・執行体制

（1）統括担当の設置

運営業務全体の統括、委託者及び対象商店街との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

（2）全体のスケジュール管理

受託者は、契約後速やかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

（3）留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を整えること。また、他の業務と混同しないよう、十分に注意し、委託者からの求めがあった際には、速やかに報告が可能な状態にすること。

7 提出物

（1）事業計画書

実施予定の内容、スケジュール及び実施方法等、本事業の実施に必要となる事項を記載し、契約締結後速やかに委託者へ提出すること。

（2）商店街見学ツアー撮影動画

商店街見学ツアーの様子を動画撮影したものを本市 HP 等で公開できるよう編集し、商店街見学ツアー終了後速やかに納品すること。

（3）実施報告書

各プログラム終了時点で参加者からその内容についてアンケートをとり、とりまとめたものを実施報告書と併せて令和 5 年 3 月 31 日までに委託者へ提出すること。アンケート内容については受託者が検討し、委託者との協議をもって決定すること。

8 委託料の支払

委託料は、実績報告書の提出を受け、委託者が検査した後に支払うものとする。

9 再委託

（1）受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。また、業務のうち一部を再委託する場合、委託者に事前に承認を受けなければならない。

（2）再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、当該契約において業務に係る責任の分担を取り決めておくこと。

(3) 再委託にあたっては、市内事業者の活用に努めること。

10 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、効率的な業務の遂行のために委託者と密接な連携を図り、委託者の意向を把握しながら作業を行うこと。
- (2) 業務遂行上で疑義が生じた場合及び本委託業務上重要な事項の決定については、あらかじめ委託者と協議し、その指示又は承認を受けること。
- (3) 本委託業務における計算の根拠や関係資料等はすべて明確にしておくこと。

11 特記事項

- (1) 「委託契約約款」のほか、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項」を遵守すること。また、業務を遂行するにあたり関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報については厳重に管理し、無断で第三者に開示しないこと。
- (3) 本業務によって作成した資料については、委託者の了解なく使用又は公表してはならない。

12 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者との協議によって決定する。